(7)　防災再開発促進地区内にある土地等の買換えについて、所要の経過措置を講じた上、対象区域を防災再開発促進地区のうち地震その他の災害が発生した場合に著しく危険な地区に限定する。

(8)　船舶から船舶への買換えについて、譲渡資産を日本船舶のうちその進水の日からその譲渡の日までの期間が一定の期間に満たないものに限定する。

(9)　対象となる資産の譲渡及び取得の範囲から、非適格現物分配による譲渡及び取得を除外する。

(六)　特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例について、適用対象から独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行う退職金支払確保契約に関する業務に係る基金に充てるための掛金を除外することとした。（租税特別措置法第二八条、第六六条の一一及び第六八条の九五関係）

(七)　法人が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の規定による国土交通大臣の承認を受けて特定空港運営事業に係る公共施設等運営権を設定した場合には、その設定は、資産の販売等とみなして、長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例を適用することができる措置を講ずることとした。（租税特別措置法第六七条の五の三及び第六八条の一〇二の四関係）

(八)　損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例の適用期限を五年延長することとした。（租税特別措置法第六七条の七及び第六八条の一〇四関係）

(三)　投資法人に係る課税の特例について、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法第六七条の一五関係）

(1)　対象となる事業年度の要件に、その事業年度終了の時において有する有価証券、不動産等一定の特定資産の帳簿価額が総資産額の二分の一相当額を超えていることを加える。

(2)　投資法人に係る法人税に関する法令の規定の適用について、新投資口予約権は新株予約権とみなすこととする。

(三)　特定投資信託の受託法人に係る課税の特例について、対象となる事業年度の要件に、その事業年度終了の時において有する有価証券、不動産等一定の特定資産の帳簿価額が総資産額の二分の一相当額を超えていることを加えることとした。（租税特別措置法第六八条の三の三関係）

(三)　退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第六八条の四関係）

(三)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。

(1)　雇用者の数が増加した場合の特別税額控除（租税特別措置法第一〇条の五、第四二条の一二及び第六八条の一五の二関係）

(2)　特定農産加工品生産設備の特別償却（租税特別措置法第一一条の三、第四四条の四及び第六八条の二五関係）

(3)　金属鉱業等鉱害防止準備金（租税特別措置法第二〇条、第五五条の五及び第六八条の四四関係）

(4)　特定災害防止準備金（租税特別措置法第二〇条の二、第五五条の六及び第六八条の四六関係）

(5)　中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用（租税特別措置法第六六条の一三及び第六八条の九八関係）

(6)　中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（租税特別措置法第二八条の二、第六七条の五及び第六八条の一〇二の二関係）

(三)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を一年延長することとした。

(1)　次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却（租税特別措置法第一三条の三、第四六条の三及び第六八条の三三関係）

(2)　認定研究開発事業法人等の課税の特例（租税特別措置法第六一条及び第六八条の六三の三関係）

(三)　集積区域における集積産業用資産の特別償却制度は、適用期限の到来をもって廃止することとした。（旧租税特別措置法第一一条の二、第四四条及び第六八条の二〇関係）

(三)　地方法人税について、法人税等と同様に租税特別措置の対象範囲に加えるとともに、利子税の特例の適用対象とする等の所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法第一条、第六六条の三、第六六条の一一の二、第六八条の八七及び第九三条関係）

国際課税

3

(一)　合併等により外国親法人株式の交付を受ける場合の課税の特例について、恒久的施設管理親法人株式をその交付の時に恒久的施設において管理しない場合には、その交付の時に恒久的施設において管理した後、直ちに当該非居住者の恒久的施設と事業場等との間で移転が行われたものとみなして恒久的施設帰属所得を計算することとした。（租税特別措置法第三七条の一四の二関係）

(二)　振替割引債の差益金額等の課税の特例の対象となる特定振替割引債のうち振替国債及び振替地方債については、特殊関係者に関する書類の提出を要しないこととした。（租税特別措置法第四一条の一三の三関係）

(三)　外国組合員に対する課税の特例について、投資組合契約を締結している組合員である非居住者等で、投資組合契約に基づいて恒久的施設を通じて事業を行うもののうち一定の要件を満たすものは、当該投資組合契約に基づいて行う事業につき恒久的施設を有しないものとみなすこととした。（租税特別措置法第四一条の二一及び第六七条の一六関係）

(四)　国外関連者との取引に係る課税の特例に係る法人税の更正期限等の特例の対象に地方法人税を加えることとした。（租税特別措置法第六六条の四及び第六八条の八八関係）

(五)　国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予について、要担保徴収額の最低限度額を一〇〇万円（改正前五〇万円）に引き上げるとともに、その猶予期間が三月以内の場合には担保を不要とすることとした。（租税特別措置法第六六条の四の二及び第六八条の八の二関係）

(六)　外国法人等の内部取引に係る課税の特例の創設

恒久的施設を有する外国法人等の本店等と恒久的施設との間の内部取引の対価の額とした額が独立企業間価格と異なることにより、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入すべき金額が過少となるとき、又は損金の額に算入すべき金額が過大となるときは、当該内部取引は独立企業間価格によるものとした。（租税特別措置法第四〇条の三の三及び第六六条の四の三関係）

(七)　国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例について、本特例の適用対象から、外国法人が支払う負債の利子等を除外することとした。（租税特別措置法第六六条の五関係）

(八)　関連者等に係る純支払利子等の課税の特例について、本特例の対象となる関連者支払利子等の額に外国法人の恒久的施設と本店等との間の内部支払利子を含めることとした。（租税特別措置法第六六条の五の二関係）

(九)　特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税について、所要の措置を講じた上、廃止することとした。（旧租税特別措置法第六七条の一一関係）